

特定小型原動機付自転車の 基本ルール

～令和5年7月1日から、「特定小型原動機付自転車」に関する**新たな交通ルール**が適用されました～

1. 特定小型原動機付自転車とは？

原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車(原付)
最高速度	20km/h 以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
定格出力	0.6kW 以下	
長さ	190cm 以下	
幅	60cm 以下	
高さ	—	



原付の
仲間です!!

詳しくは、
警察庁ウェブサイト内
特設ページへ



※上記の**赤枠内**、特定小型原動機付自転車の基準を満たさない車両の運転には、**運転免許が必要**です。

2. 乗ることができる人



16歳以上
免許は不要



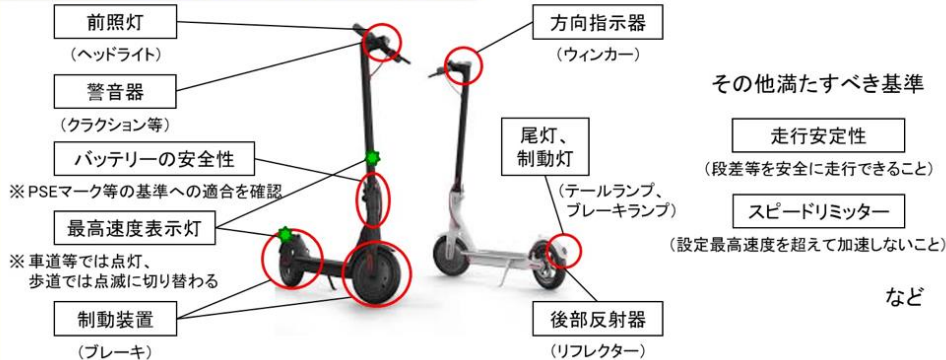
16歳未満
の人は
運転禁止
です!!

3. 乗るための準備

*** ** **

① 保安基準を満たしているか確認

特定小型原動機付自転車の保安基準項目



② 保険に加入

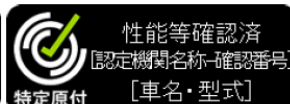
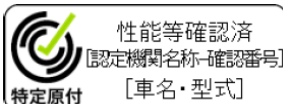
自動車損害賠償責任保険
または
責任共済 に加入

③ ナンバープレート の取得

運転前に
必ずチェック!!



シールが貼付されていれば、
保安基準を満たしています!



出典：国土交通省ウェブサイト

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579526.pdf>)

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001580243.pdf>)

*** ** **

4. 交通ルール

運転中のスマートフォンの使用は禁止です!!

STOP!
ながらスマホ



★信号を守りましょう! (原則、車両用の信号に従う。)



←左の標識が信号機に設置されている場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

★一時停止場所では、確実に止まりましょう!

止まれ

★飲酒運転の禁止!



等



5. 通行する場所は?



原則

車道通行

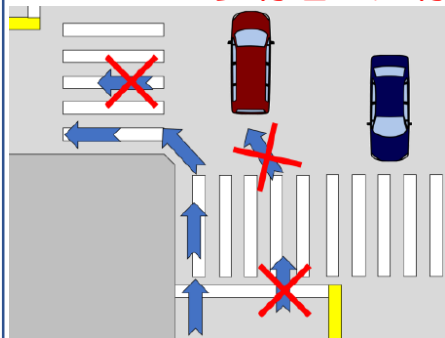
(自転車道も通行可)

左側通行



〈左折の方法〉

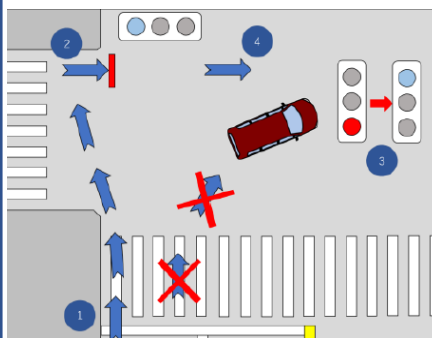
★横断中の **歩行者の通行を妨げない!**



- ① ウィンカーを操作 (左折の合図)
- ② 道路の左端に沿って、十分に速度を落とし曲がる

〈右折の方法〉

★必ず「二段階右折」



事前にウィンカーを操作 (右折の合図)

- ① 青信号で交差点の向こう側まで直進
- ② その地点で止まり、右に向きを変えウィンカーを消す
- ③ 前方の信号が青になったことを確認
- ④ 進行方向へ進む

6. 安全利用のために

運転時は

**乗車用ヘルメットを
着用しましょう!**



交通事故の被害を軽減するために、**頭部を守る**ことが重要です!

7. 万一の事故の際は

★負傷者の**救護**

★**110番** 及び **119番** へ通報

これらの措置を講じなければ

ひき逃げ

になります!!

